

新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程に関する申合せ

令和8年3月5日校長裁定

保健管理センター長及び副センター長について、校長が新居浜工業高等専門学校運営組織規則第9条第2項に基づき任命するにあたっては、新居浜工業高等専門学校保健管理センター規程第3章から第5章に定める各室の室長（教授又は准教授に限る。）又は学生主事を充てるものとする。

なお、センター長及び副センター長のいずれかは、必ず学生主事をもって充てるものとする。

附 則（令和8年3月5日制定）

- 1 この申合せは、令和8年4月1日から施行する。